

○三重県文化財保護条例

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)に基づき三重県(以下「県」という。)の区域内にあるもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(現状変更等の制限)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

(3以下は略)

○三重県文化財保護条例施行規則

(維持の措置の範囲)

第二十六条 条例第三十九条第二項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。

- 一 その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するための応急の措置
- 二 当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- 三 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置

(市町村の教育委員会が処理する事務)

第三十九条 (1は略)

2 三重県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十五の項の規定による各市の教育委員会が処理することとする事務は、別表第二に掲げるとおりとする。

別表第二(第三十九条関係)

- 一 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る条例第三十九条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ハ 条例第三十七条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、改修又は除却
 - ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
 - ホ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - ヘ 天然記念物に指定された動物の固体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- （二は略）

○河川法（河川区域）

（目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

(2～5は略)

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

(2、3は略)

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は前条第一項の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

(5、6は略)

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第二十八条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、

又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(2は略)

(許可工作物の使用制限)

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

(2は略)

(原状回復命令等)

第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

○都市計画法

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

(2は略)

○伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区（面積が十ヘクタール以上のものであつて二以上の市町の区域にわたるものを除く。）内における建築等の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可行為)

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

ただし、別表第一に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
 - 二 建築物等の色彩の変更
 - 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 木竹の伐採
 - 六 土石の類の採取
 - 七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 市長は、前項の許可には、都市の風致の維持上必要な最少限度の条件を付することができる。

別表第一（第二条関係）許可を要しない行為

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが十五メートルを超えることとなるものを除く。）
- 5 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が十平方メートル以下であるもの
- 6 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - 一 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - 二 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - 三 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - 四 その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
- 7 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートル

- を超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 8 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
 - 9 枯損した木竹又は仮植した木竹の伐採
 - 10 自家用に充てるために必要な木竹の伐採又は木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - 11 危険な木竹又は本表及び別表第二に掲げる行為のため必要な測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - 12 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七項の土地の形質の変更と同程度のもの
 - 13 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、広告板、広告塔その他これらに類するもの（第六項各号に該当するものを除く。）以外のものの色彩の変更
 - 14 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの
 - 15 風致地区内において行う工事に伴い堆積される土石で、当該工事現場において、工事施工期間内に限り堆積されているもの
 - 16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - 二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による信号機の設置又は管理に係る行為
 - 三 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ 高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウの土地の形質の変更と同程度のもの
 - カ 建築物等の色彩の変更で第十三項に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第十四項に該当しないもの
 - 四 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業、有線ラジオ放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和三十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放

送をいう。)の業務(共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)の業務(共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが十五メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築、又は移転

五 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 宅地の造成又は土地の開墾

ウ 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)の設置又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の新設若しくは開設

エ 水面の埋立て又は干拓

オ 森林の択伐又は皆伐

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為